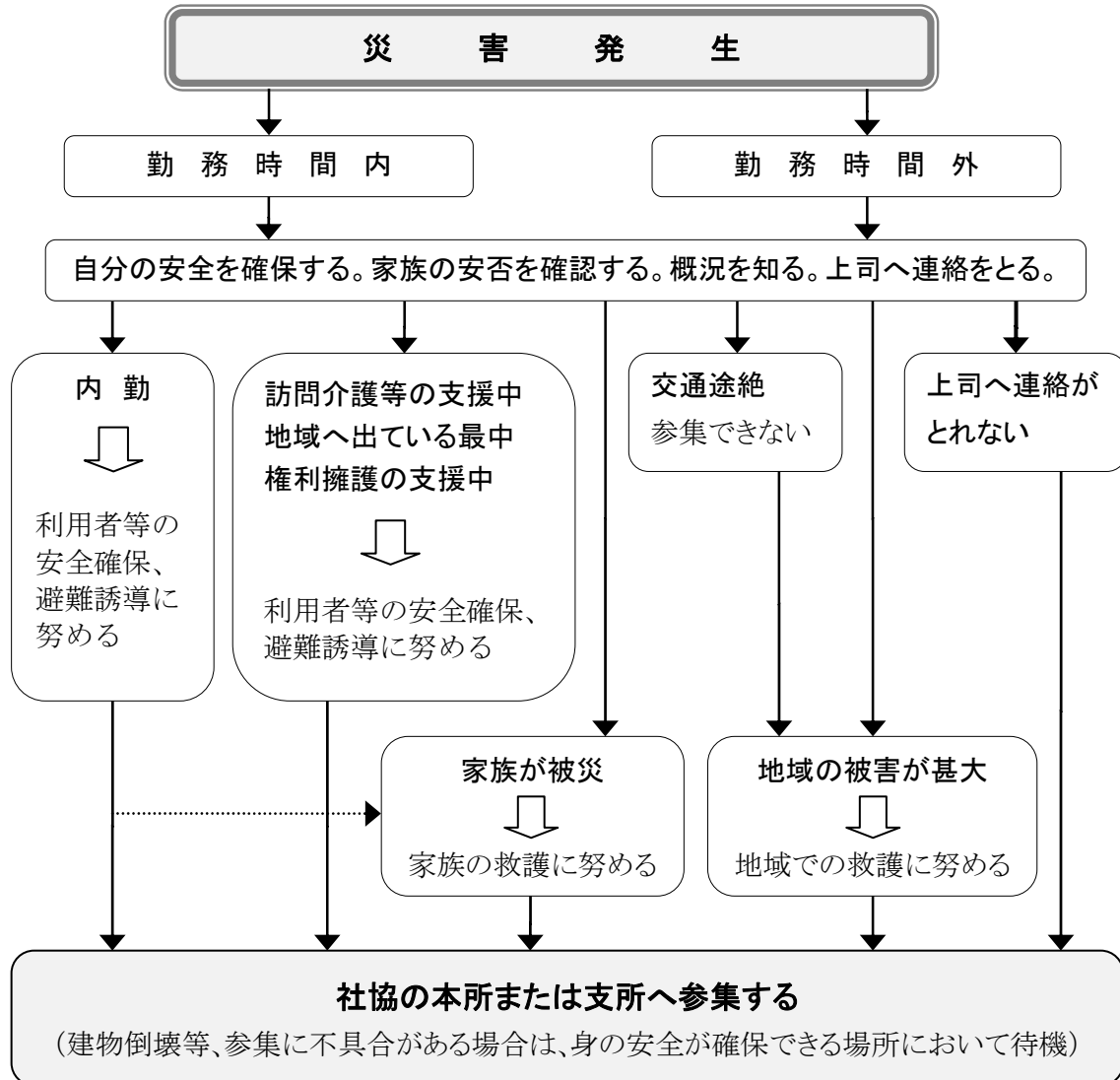


初動体制について

(3) 参集フロー図



(4) 関係機関への報告について

(2)の連絡網による参集または自主参集を行った場合、事務局長は、会長、常務理事、市災害対策本部及び千葉県社会福祉協議会(以下「県社協」)へ第一報を行うものとする。
(協定に基づく様式による)

(5) 被害状況等の確認について

① 被災状況の確認について

各部課で役割分担のうえ、各部課長は、管下職員を指揮して、実施調査または関係機関への電話により、市町村内の被災状況、住民の状況を確認し、事務局長へ報告する。